

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 8 月 26 日 静岡地方法務局浜松支局 登記官 飯 野 晃 司
記

1 手続番号

第 0804－2025－5052 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

浜松市浜名区三ヶ日町日比沢字西五反田 459 番 5